

すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行						
<p>（設置）</p> <p>第1条 区民が文化活動等の生涯にわたる学習活動を行うための拠点となる場を設け、もって区民1人1人が生きがいのある充実した生活を享受することができるようにするとともに、人間性豊かな地域社会の形成に寄与するため、次のとおり、すみだ生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="256 690 786 886"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 館</td> <td>東京都墨田区東向島二丁目3番7号</td> </tr> <tr> <td>別 館</td> <td>東京都墨田区東向島二丁目2番5号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業）</p> <p>第2条 生涯学習センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>～ （略）</p> <p>__ 生涯学習センターの施設の利用に関すること。</p> <p>__ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業</p> <p>（施設）</p> <p>第3条 生涯学習センターには、次の施設を設ける。</p> <p>本館施設</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ エントランスホール</p> <p>オ 情報コーナー、視聴覚コーナー、メディアコーナー、情報ライブラリー</p> <p>カ 教育相談室</p> <p>キ アマチュア無線室</p> <p>ク 駐車場</p> <p>ケ その他教育委員会が必要と認める施設</p> <p>〔略〕</p>	区 分	位 置	本 館	東京都墨田区東向島二丁目3番7号	別 館	東京都墨田区東向島二丁目2番5号	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 区民が文化活動等の生涯にわたる学習活動を行うための拠点となる場を設け、もって区民1人1人が生きがいのある充実した生活を享受できるようにするとともに、人間性豊かな地域社会の形成に寄与するため、次のとおり、すみだ生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>～ （略）</p> <p>__ <u>プラネタリウムによる投影（以下「一般投影」という。）及びプラネタリウム館の天井に映し出す映画（以下「全天候映画」という。）の上映に関すること。</u></p> <p>__ 〔同左〕</p> <p>__ 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ <u>プラネタリウム館</u></p> <p>オ 〔同左〕</p> <p>カ 〔同左〕</p> <p>キ 〔同左〕</p> <p>ク 〔同左〕</p> <p>ケ 〔同左〕</p> <p>コ 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p>
区 分	位 置						
本 館	東京都墨田区東向島二丁目3番7号						
別 館	東京都墨田区東向島二丁目2番5号						

(使用の手続)

第5条 第3条第1号アからウまで及び第2号アからウまでに掲げる施設並びに付帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 [略]

(使用の不承認)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用の承認をしない。

・ [略]

施設等を毀損するおそれがあるとき。

[略]

(使用料)

第7条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める額の範囲内で墨田区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める額の使用料を当該使用承認の際に納付しなければならない。

2 教育委員会は、特別の理由があるとき、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があるとき、その一部又は全部を返還することができる。

(使用承認の取消し等)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

・ [略]

災害その他の事故により施設等を使用することができなくなったとき。

[略]

(原状回復)

第13条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

[同左]

第5条 第3条第1号アからエまで及び第2号アからウまでの施設並びに付帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 [略]

[同左]

第6条 [同左]

・ [略]

施設等をき損するおそれがあるとき。

[略]

(使用料等)

第7条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1又は別表第2に定める額の範囲内で墨田区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める額の使用料又は観覧料(以下「使用料等」という。)を、当該使用承認の際に納付しなければならない。

2 教育委員会は、特別の理由があるとき、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の返還)

第8条 既に収めた使用料等は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があるとき、その一部又は全部を返還することができる。

[同左]

第12条 [同左]

・ [略]

災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。

[略]

[同左]

第13条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

( 駐車場の使用 )

第 13 条の 2 駐車場を使用する者は、別表第 2 に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

2 [ 略 ]

別表第 1 [ 略 ]

別表第 2 駐車場の使用料

区 分	使用料 ( 1 台につき )
30 分以内の使用の場合	無料
30 分を超える使用の場合	最初の 30 分を除き、30 分までごとに 100 円

[ 同左 ]

第 13 条の 2 駐車場を使用する者は、別表第 3 に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

2 [ 略 ]

別表第 1 [ 略 ]

別表第 2 プラネタリウム館の観覧料

区 分	1 人、1 回につき	
	一 般	65 歳以上の者及び小・中学生
一般投影	400 円	200 円
全天周映画	400 円	200 円

付記

- 1 小学生未満の者の観覧料は、無料とする。
- 2 団体 ( その構成員 ( 小学生未満の者を除く。 ) が 20 人以上のものをいう。 ) で観覧する者の観覧料は、それぞれの区分に応じた観覧料の 8 割に相当する額とする。

別表第 3 [ 同左 ]

[ 同左 ]

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。